

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程

平成16年4月1日

達示第83号制定

(前略)

(年次休暇の単位)

第23条 年次休暇は、1日を単位とする。ただし、労基法第39条第4項の労使協定を締結した場合は協定の定めるところにより5日分を限度として時間単位で取得できることとする。

(中略)

第4節 特別休暇

(特別休暇の事由及び期間)

第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。

(中略)

(10) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する教職員が、その子の看護(負傷し、若しくは又は疾病にかかったその子の世話を~~を行い~~、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせる~~を行う~~ことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間~~5日の範囲内の期間~~

(11) 教職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(前号に掲げる場合を除く。)を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において当該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間

(~~12~~) 教職員の親族(別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、教職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

(~~13~~) 教職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後大学の定める年数内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(~~14~~) 教職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(~~15~~) 地震、水害、火災その他の災害により教職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、教職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7暦日の範囲内の期間

(~~16~~) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(~~17~~) 地震、水害、火災その他の災害時において、教職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(~~18~~) 教職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間

(中略)

第7章 適用除外

(適用除外)

第32条 第2章から第4章までの規定は、給与規程第5条第1項第7号~~第6号~~に定める指定

職俸給表の適用を受ける教職員（同規程別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。）及び同規程第12条に定める俸給の特別調整額の支給を受ける教職員には、適用しない。

（中略）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（中略）

別表第1（第4条、第5条関係）

教職員の区分	始業及び終業の時刻	休憩時間
授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち部局長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで	正午から午後0時45分まで
		午後1時から午後1時45分まで
	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
医学部附属病院事務部医務課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前7時から午後3時45分まで	正午から午後1時まで
医学部附属病院事務部経営管理課に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前11時から午後7時45分まで	午後1時から午後2時まで
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
教育推進部共通教育推進課に勤務する職員のうち、教育推進部長が指定する者	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで
		午後1時から午後2時まで
	午前10時から午後6時45分まで	正午から午後1時まで

		午後1時から午後2時まで
iPS細胞研究所に勤務する職員のうち、iPS細胞研究所長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで	正午から午後1時まで

(中略)

別表第3 (第16条関係)

教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(中略)				
フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所に勤務する教職員	4週間	フィールド科学教育研究センター長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	午前11時30分から午後0時30分まで 午後0時30分から午後1時30分まで
iPS細胞研究所に勤務する職員のうち、iPS細胞研究所長が指定する者	4週間	iPS細胞研究所長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで